

2021 年 12 月 20 日

関係各位

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
 テレビネットワーク事業委員会  
 委員長 本沢 邦朗  
 テレビ環境／省エネ専門委員会  
 委員長 田島 樹

## テレビ省エネ性表示についてのガイドライン

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、テレビネットワーク事業委員会では、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、省エネ法という）の特定機器に指定されているテレビの判断の基準等の改正に伴い、カタログ及び取扱説明書等へのテレビ省エネ性表示ガイドラインを改定しますので、貴社関係部署に周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 目的

各社がテレビジョン受信機（以下、テレビという。）のカタログ等で使用する省エネ性に関する表示について、消費者の誤認や市場の混乱を未然に防止するため、表示内容や語句、および表示例などの指針を示すことを目的とする。

### 2. 対象機器

省エネ法対象の液晶テレビ、有機ELテレビ

### 3. 表示対象

カタログ、インターネット上の製品情報、取扱説明書等

### 4. 表示事項

表示対象毎に表示内容、表示場所、表示例、および注意事項等を以下に示す。

#### 4. 1. カタログ

カタログにおける表示内容および場所は、次の表の通りとする。

[表1] カタログに記載する表示事項と表示場所

	表示内容	表示場所
①	・省エネルギーラベル（JIS C 9901:2019に準拠）	・商品掲載ページ （製品毎にラベルを表示する）
②	・年間消費電力量（単位：kWh／年）	・仕様一覧表
③	・「年間消費電力量」に関する説明文	・年間消費電力量の近傍（カタログの場合、同一ページ）を基本とする
④	・「省エネ性マーク」に関する説明文	・巻末を基本とする

4. 1. 1. カタログにおける表示例

4. 1. の表示内容について、製品例を用いて表示例等を示す。

製品例	55V型4K液晶テレビ ・画素数 : 3840 X 2160 ・表示デバイス : 液晶 ・年間消費電力量 : 157 kWh/年																			
<p>①省エネルギーラベル</p> <p>省エネルギーラベルは、「省エネ性マーク」「目標年度」「達成率」「年間消費電力量」で基本構成され、製品毎に表示する。</p> <p>なお、省エネルギーラベルの表示では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ性マークの形状・色等はJIS C 9901:2019に準拠</li> <li>・省エネ性マークは、                         <ul style="list-style-type: none"> <li>－達成率が100%未満の場合: 黄赤 </li> <li>－達成率が100%以上の場合: 緑 </li> </ul> </li> <li>・達成率は整数(小数点以下切り捨て)で記載</li> <li>・年間消費電力量は整数(小数点以下切り上げ)、単位は kWh/年 で表示</li> <li>・文字の色、大きさ、フォントおよび枠の有無は規定しないとする。</li> </ul> <p>[目標年度を省エネルギーラベルに表示する場合]</p> <p>【例】</p> <table border="1" data-bbox="316 1093 869 1276"> <tr> <td></td> <td>達成率 168 %</td> <td>年間消費電力量 157 kWh/年</td> </tr> <tr> <td>目標年度 2026 年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">または</p> <table border="1" data-bbox="1037 1093 1401 1377"> <tr> <td></td> <td>達成率 168 %</td> </tr> <tr> <td>目標年度 2026 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年間消費電力量 157 kWh/年</td> </tr> </table> <p>[目標年度を省エネルギーラベルから省略する場合]</p> <p>【例】</p> <table border="1" data-bbox="316 1518 869 1653"> <tr> <td></td> <td>達成率 168 %</td> <td>年間消費電力量 157 kWh/年</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">または</p> <table border="1" data-bbox="1037 1518 1401 1736"> <tr> <td></td> <td>達成率 168 %</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年間消費電力量 157 kWh/年</td> </tr> </table> <p>(注4-1) 目標年度を省エネルギーラベルから省略する場合は、巻末等に表示する「省エネ性マーク」の説明文に目標年度を記載すること。</p>			達成率 168 %	年間消費電力量 157 kWh/年	目標年度 2026 年度				達成率 168 %	目標年度 2026 年度		年間消費電力量 157 kWh/年			達成率 168 %	年間消費電力量 157 kWh/年		達成率 168 %	年間消費電力量 157 kWh/年	
	達成率 168 %	年間消費電力量 157 kWh/年																		
目標年度 2026 年度																				
	達成率 168 %																			
目標年度 2026 年度																				
年間消費電力量 157 kWh/年																				
	達成率 168 %	年間消費電力量 157 kWh/年																		
	達成率 168 %																			
年間消費電力量 157 kWh/年																				

②年間消費電力量(単位: kWh/年)

年間消費電力量は整数(小数点以下切り上げ)で表示する。単位は kWh/年 とする。

【例】 年間消費電力量 : 157 kWh/年

③「年間消費電力量」に関する説明文

「年間消費電力量」の説明文は、消費電力量の算出条件を消費者が正確に理解できるようにする観点から、補足的に記載をする。記載場所は、年間消費電力量の近傍(カタログの場合は同一ページ内)を基本とする。

【例1】

年間消費電力量とは:

省エネ法に基づいて、1日あたり5.1時間の平均視聴時間/18.9時間の待機時間(電子番組表取得時間を含む)で算出した、一年間に消費する電力量です。

【例2】

年間消費電力量とは:

省エネ法に基づいて、一般家庭での1日の平均視聴時間(5.1時間)を基準に算出した、一年間に消費する電力量です。

[録画機能が内蔵されているテレビの場合]

1日の平均録画時間の記載を加える。

【例3】

年間消費電力量とは:

省エネ法に基づいて、一般家庭での1日の平均視聴時間(5.1時間)を基準に算出した、一年間に消費する電力量です。HDDを内蔵するテレビでは、1日の平均録画時間(視聴時0.4時間+待機時0.4時間)が算出に含まれています。

(注4-2) 省エネ法を省エネルギー法と記載してもよい。

(注4-3) 「HDD」は「SSD」「HDD/SSD」と記載してもよい。

④「省エネ性マーク」に関する説明文

「省エネ性マーク」の説明文は、消費者が省エネ法で定められた目標達成年度や省エネ性マークと達成率の関係について、その意味を正確に理解できるように記載する。

[掲載される製品の達成率が100%未満と100%以上が混在する場合]

【例】



このマークは省エネ性能を表しており、省エネ基準達成製品は緑色、未達成製品は黄赤色になります。商品をお選びになる際のご参考にしてください。「達成率」は、省エネ法に定められた 2026 年度基準に対する省エネルギー基準達成率を示すものです。

[掲載される製品の達成率が全て100%以上の場合]

【例】



このマークは省エネ性能を表しており、省エネ基準を達成した製品を示しています。商品をお選びになる際のご参考にしてください。  
「達成率」は、省エネ法で定められた2026年度基準に対する省エネルギー基準達成率を示すものです。

(注4-4) 省エネ性マークの形状・色等はJIS C 9901:2019を準拠する。

(注4-5) 文字の色、大きさ、フォントおよび枠の有無は規定しない。

<2026年度省エネ達成率に関する補足説明について>

目標年度2026年度の省エネ達成率には、目標基準値に付加機能等の消費電力量が含まれていないため、付加機能を有する製品では省エネ基準達成率が低く表示される。省エネ達成基準率の数値に対し、消費者に正しく理解できるよう必要に応じて説明文を表示する。

【例】

省エネ基準達成率表示のご注意

2026年度目標に対する達成率には、目標基準値に付加機能分の消費電力量が含まれていないため付加機能により消費電力量が増加する場合は、2026年度の達成率が低く表示されます。

お求めになる商品の機能と消費電力量をお確かめの上、商品をお選びいただきますようお願いいたします。

(注4-6) 本説明文は、「省エネ性マーク」の説明文内(枠内)に表示してもよい。

#### 4. 2. インターネット上の製品情報

インターネット上の製品情報に記載する表示内容は以下の通りとする。

- ①省エネルギーラベル(JIS C 9901:2019に準拠)
- ②「達成率」の説明文
- ③年間消費電力量(単位:kWh/年)
- ④「年間消費電力量」に関する説明文

#### 4. 2. 1. インターネット上の製品情報における表示例

4. 2. の示した表示内容について、製品例を用いて表示例等を示す。

製品例	55V型4K液晶テレビ ・画素数 : 3840 X 2160 ・表示デバイス : 液晶 ・年間消費電力量 : 157 kWh/年
①省エネルギーラベル	
表示内容、方法、および表示例等は、4. 1. 1の①を参照のこと。  (注4-7)表示方法については、対象製品の省エネルギーラベルを掲載しているカタログ等をリンクで掲載する方法でもよい。	
②「達成率」の説明文	
4. 2. ①における省エネルギーラベルの「達成率」が、省エネルギー基準達成率を示すことを記載する。  【例】 「達成率」とは省エネ法で定められた2026年度基準に対する省エネルギー基準達成率を示すものです。  (注4-8)省エネルギーラベルをリンクで表示(注4-7参照)する場合、「達成率」の説明文も対象製品の省エネルギーラベルを掲載しているカタログ等で表示する。 (注4-9)省エネ法を省エネルギー法と記載してもよい。	
③年間消費電力量(単位:kWh/年)	
表示内容、方法、および表示例等は、4. 1. 1. の②を参照のこと。	
④「年間消費電力量」に関する説明文	
表示内容、方法および、表示例等は、4. 1. 1. の③を参照のこと。	

#### 4. 3. 取扱説明書

取扱説明書に記載する表示内容は以下の通りとする。

- ①省エネ法に基づく区分名
- ②受信機サイズ
- ③年間消費電力量(単位:kWh/年)
- ④「区分名」に関する説明文

⑤「年間消費電力量」に関する説明文

4. 3. 1.取扱説明書における表示例

4. 3. の表示内容について、製品例を用いて表示例等を示す。

製品例	55V型4K液晶テレビ ・画素数 : 3840 X 2160 ・表示デバイス : 液晶 ・年間消費電力量 : 157 kWh/年
-----	---

①省エネ法に基づく区分名

区分名は、省エネ法の規定に基づき、画素数、パネルの種類に合わせて表示する。

【例】 区分名 : c (4K以上液晶テレビ)

(注4-10)「区分名」の表示では、区分名とともに区分の説明文を記載することを推奨する。

区分名は以下の表を参照すること

[表2]]区分名と区分の説明

パネル種類	画素数	区分名	区分に関する説明文
液晶	2K未満	a	(2K未満液晶テレビ)
	2K以上4K未満	b	(2K以上4K未満液晶テレビ)
	4K以上	c	(4K以上液晶テレビ)
有機EL	—	d	(有機ELテレビ)

②受信機サイズ

受信機サイズは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値で表示する。

【例】 受信機型サイズ : 55V

③年間消費電力量(単位: kWh/年)

表示内容、方法、および表示例は、4. 1. 1. の②を参照のこと。

④「区分名」に関する説明文

区分名の説明文は、省エネ法によって定められている規定条件を消費者が正確に理解できるようにする観点から補足的に記載する。

【例】

年間消費電力の区分名とは:

省エネ法において、画素数およびパネルの種類に基づき規定されている名称のことです。

(注4-11)省エネ法を省エネルギー法と記載してもよい。

⑤「年間消費電力量」に関する説明文

表示内容、方法、および表示例は、4. 1. 1. の③を参照のこと。

#### 5. トップランナー基準改正時の新旧表示切替の対応について

表示対象に対し、新旧基準の表示が混在する場合は、消費者の混乱を防ぎ誤認を生じさせないようにするため、どちらの基準に基づいた表示なのかを明確に記載する。具体的な表示方法や表示例等については、添付資料を参照する。

#### 6. 適用開始時期

省エネ法の改正(令和3年5月14日経済産業省令第四十七号および経済産業省告示第百十一号)に基づいて施行される家庭用品品質表示法 電気機械器具品質表示規程の施行にともない、可能な時期から速やかに適用を開始する。

以上

## 添付資料 トップランナー基準改正時の新旧表示切替の対応について

### I. 目的

テレビジョン受信機(以下 テレビという)は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、省エネ法という)で測定法、目標基準値および目標年度が規定され、製品本体への表示については、家庭用品品質表示法に従い表示される。また カatalog等への表示は、JIS C 9901による省エネルギーラベルの制度が構築されている。

省エネ法が改正される場合、製造事業者等が表示切替に対応するまでに一定の猶予期間が設定されること  
が一般的になっており、新旧表示が混在して表示される場合がある。

新旧表示混在による消費者や市場の混乱を防ぐため、本資料では表示切替の猶予期間における新旧の表示  
内容や表示例、注意事項等の指針を示すことを目的とする。

### II. 適用対象

カタログ、インターネット上の製品情報、取扱説明書等

### III. 適用範囲・条件

新基準施行前からの継続製品で、製品本体および適用対象に旧基準の表示をおこなっている場合や  
途中から新基準表示に変更したことで製品本体および適用対象で表示が一致しない場合に適用する。

### IV. 表示内容および対応方法

#### IV-1. 適用対象に旧基準の表示をする場合の留意事項

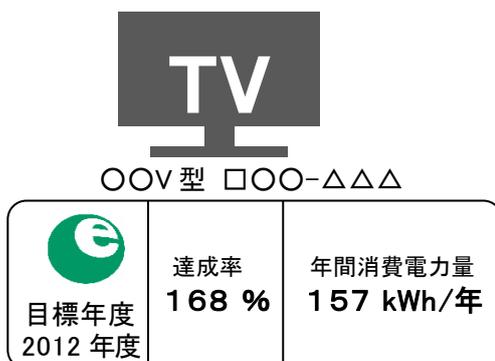
表示内容が旧基準であることを消費者が正確に理解できるように適用対象に補足的に記載することが必要  
と考えられる説明などを以下に示す。

##### IV-1-1. 省エネルギーラベルについて

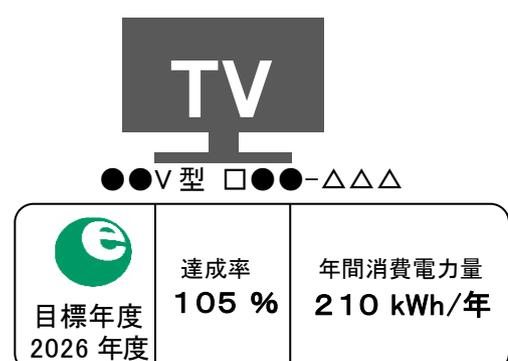
新基準と旧基準の省エネルギーラベルを混在して表示する場合は、そのラベルが新旧どちらの基準に基  
づく表示なのかが明確になるよう目標年度を記載する。

【例】(AAシリーズが旧基準、BBシリーズが新基準)

<AAシリーズ>



<BBシリーズ>



#### IV-1-2. 省エネ性マークの説明文について

適用対象で省エネルギーラベルの表示で新基準と旧基準の省エネルギーラベルが混在して表示される場合、省エネ性マークの説明文には新旧の目標年度を記載する。

【例】(掲載される製品の達成率が100%未満と100%以上が混在する場合)

	<p>このマークは省エネ性能を表しており、省エネ基準達成製品は緑色、未達成製品は黄赤色になります。商品をお選びになる際のご参考にしてください。 「達成率」は、省エネ法に定められた2012年度または2026年度基準に対する省エネルギー基準達成率を示すものです。</p>
---	---

(注1) 省エネルギーラベルに対し目標年度を記載している(本書IV. 1. 1. 参照)ため、説明文から目標年度の記載を省略してもよい。

#### <新基準と旧基準の違い等による省エネ基準達成率に関する補足説明について>

旧基準と新基準では測定条件や付加機能の考慮等が異なるため、継続商品では目標年度により年間消費電力量や省エネ基準達成率の数値が異なる場合がある。

また、目標年度2026年度の省エネ基準達成率には、目標基準値に付加機能等の消費電力量が含まれていないため、付加機能を有する製品では省エネ基準達成率が低く表示される。

消費者が省エネ基準達成率の数値を正しく理解できるよう必要に応じて説明文を表示する。なお、表示場所は「省エネ性マーク」に関する説明文の近傍(カタログの場合は同一ページ内)に表示する。

#### 【例】

省エネ基準達成率表示のご注意

テレビの省エネ法改正(2021年5月)により、年間消費電力量の測定方法が変更になったため、年間消費電力量および達成率は2012年度基準と2026年度基準で異なる場合があります。また、2026年度目標に対する達成率には目標基準値に付加機能分の消費電力量が含まれていないため、付加機能により消費電力量が増加する場合は2026年度の達成率が低く表示されます。

お求めになる商品の機能と消費電力量をお確かめの上、お選びいただきますようお願いいたします。

(注2) 本説明文は、「省エネ性マーク」の説明文内(枠内)に表示してもよい。

#### IV-1-3. 年間消費電力量について

省エネルギーラベル以外の場所に年間消費電力量を旧基準で表示する場合は、数値に( )または\*等を記載し、その近傍(カタログならば同一ページ内)に旧基準での数値であることを記載する

[旧基準の年間消費電力量のみを表示する場合]

【例】 年間消費電力量(kWh/年) : 80\*

\*で表された年間消費電力量は目標年度2012年度基準に基づいた数値です。

[新基準と旧基準の年間消費電力量を併記する場合]

【例】 年間消費電力量(kWh/年) : 90 (80)

( )で表された年間消費電力量は目標年度2012年度基準に基づいた数値です。

(注3)旧基準と新基準で年間消費電力量の数値が異なる場合は、その説明文を記載する

【例】

テレビの省エネ法の改正(2021年5月)により、年間消費電力量の測定方法が変更になりました。2012年度基準で表示されている「年間消費電力量」は新しい基準とは異なる場合があります。また「達成率」は、2012年度基準と2026年度基準で異なります。

IV-1-4. 「年間消費電力量」の説明文について

適用対象に対し、年間消費電力量を旧基準で記載する場合はその説明文を旧基準の内容で記載する。

【例1】

年間消費電力量とは：

省エネ法に基づいて、1日あたり4.5時間の平均視聴時間/19.5時間の待機時間（電子番組表取得時間を含む）で算出した、一年間に消費する電力量です。

【例2】

年間消費電力量とは：

省エネ法に基づいて、一般家庭での1日の平均視聴時間(4.5時間)を基準に算出した、一年間に消費する電力量です。

IV-1-5. 「区分名」の説明文について

取扱説明書に対し、区分名を旧基準で記載する場合は区分名の説明文を旧基準の内容で記載する。

【例】

区分名とは：

「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」では、テレビに使用される画素数、表示素子、動画表示及び付加機能の有無等に基づいた区分を行なっています。その区分名称をいいます。

IV-2. 年間消費電力量が、製品本体と取扱説明書は旧基準、カタログやインターネット上の製品情報は新基準で表示される場合

年間消費電力量は、表示切替時期によって、製品本体と取扱説明書は旧基準、適用対象は新基準で表示される場合があるため、消費者の混乱を防ぐため適用対象に補足的な説明を記載する。

【例】

テレビの省エネ法の改正(2021年5月)により、年間消費電力量の測定方法が変更になりました。一部の製品では、本体や取扱説明書等に旧測定法による年間消費電力量が掲載されている場合があります、カタログの数値とは異なる場合があります。

IV-3. 製品本体と取扱説明書で新旧基準が混在して表示される(表示が一致しない)場合

製品本体と取扱説明書で表示されている年間消費電力量および区分名は、表示切替時期が揃わないことによって、新旧表示が混在し、表示内容が一致しない場合があります。消費者の混乱を防ぐため、製品本体と取扱説明書の表示内容が一致するよう、取扱説明書に対して年間消費電力量、「年間消費電力量」の説明文、区分名、および「区分名」の説明文の変更点を明記したお知らせ文書等を同梱する。以下の製品例を用いて表示例を示す。

製品例	55V型4K液晶テレビ ・画素数 : 3840 X 2160 ・表示デバイス : 液晶 ・年間消費電力量 : 157 kWh/年(新基準測定時)
-----	---

文書のタイトル名と内容に関する表示例

省エネ法改正による取扱説明書の表示内容変更のお知らせ

テレビの省エネ法の改正(2021年 5 月)により、年間消費電力量の測定方法と区分名が変更になりました。そのため、以下の製品の取扱説明書では、新基準での年間消費電力量、区分名、およびそれぞれの説明文は以下ようになります。

機種名: ○○○ - □□□

区分名: c (4K 以上液晶テレビ)

年間消費電力量(kWh/年) : 157

・区分名:

省エネ法において、画素数およびパネルの種類に基づき規定されている名称のことです

・年間消費電力量:

省エネ法に基づいて、1 日あたり 5.1 時間の平均視聴時間/18.9 時間の待機時間(電子番組表取得時間を含む)で算出した、一年間に消費する電力量です。

(注4) 年間消費電力量の説明文、および区分名の説明文については以下参照のこと。

[表] 各説明文の参照先

基準	表示事項	参照先
新基準	「年間消費電力量」に関する説明文	本体 4. 1. 1. ③
	「区分名」に関する説明文	本体 4. 3. 1. ④
旧基準	「年間消費電力量」に関する説明文	本書 IV-1-3
	「区分名」に関する説明文	本書 IV-1-4

以上